

砥部町監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年8月5日

砥部町監査委員 影浦 浩
砥部町監査委員 三谷 喜好



1 監査の対象

入札執行状況について

（令和3年12月6日から令和4年5月16日までの執行分）

業種	件数	設計金額(円)	落札金額(円)	落札率(%)
① 建設工事	13	316,224,700	237,888,723	75.2%
② 測量・建設コンサル	5	27,338,960	24,733,500	90.5%
③ 委託業務	24	75,183,350	59,332,262	78.9%
④ 物品・その他	9	16,473,855	12,613,601	76.6%
合計	51	435,220,865	334,568,086	76.9%

監査事案

(1) 砥部町文化会館・砥部町立図書館空調設備更新工事

業種	設計金額(円)	落札金額(円)	落札率(%)
① 建設工事	235,730,000	166,100,000	70.5%

(2) 砥部町中央公民館空調設備等保守点検委託業務

業種	設計金額(円)	落札金額(円)	落札率(%)
③ 委託業務	3,102,000	3,102,000	100.0%

2 監査実施日

令和4年6月28日

3 監査の着眼点

一般競争入札参加資格の設定、指名競争入札に係る指名、予定価格の設定について、適正に行われているか。

4 監査の実施内容

町が発注した建設工事等に関し、入札及び契約手続きの運用状況等についての報告を受け、監査対象のうち、監査事案を抽出し、監査を行った。

5 監査の結果

建設工事等に係る入札・契約制度の運用及び抽出された個々の監査事案に係る入札参加資格の設定及び指名業者の選定等の諸手続きについては、定められた基準等に従い、適正な方法により行われていた。

以上により、執行された入札及び契約手続きは適正に実施されたものと認める。